

石 下 水 第 1 2 4 号

令和2年12月21日

石狩市下水道事業運営委員会

会長 堂 柿 栄 輔 様

石狩市長 加 藤 龍 幸

石狩市生活排水処理基本計画の改定について（諮問）

標記の件について、石狩市下水道事業運営委員会条例（昭和56年条例第8号）第2条の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

令和３年３月２３日

石狩市長      加   藤   龍   幸      様

石狩市下水道事業運営委員会  
会長      堂   柿   栄   輔

石狩市生活排水処理基本計画の改定について（答申）

令和２年１２月２１日付け石下水第１２４号で諮問のあったこのことについて、下記のとおり答申する。

#### 記

下水道計画区域外において、個別排水処理施設整備事業により合併処理浄化槽の設置を進めるなどの生活排水対策が図られているが、いまだ一部の生活排水は未処理のまま放流されていることから、今後も生活環境及び公衆衛生向上のため生活排水対策を進めるとする「石狩市生活排水処理基本計画」の改定は妥当なものと判断する。

今後とも、下水道計画区域外での生活排水対策の必要性や合併処理浄化槽の設置に係る啓発に努められるとともに、生活環境や公衆衛生の向上に努められることを要望する。

なお、審議概要は別紙の通りである。

### 【審議概要】

生活排水対策は、生活環境や公衆衛生を守るために、市民の生活に必要不可欠なものである。

特に、下水道計画区域外においては、一部の生活排水がいまだ未処理のまま放流されているなど、今後も対策を進めていく必要があることから「石狩市生活排水処理基本計画」を改定するものである。

本委員会は、市から「石狩市生活排水処理基本計画（案）」について意見を求められたことから、提出された資料等に基づき、下記のとおり慎重に審議を進めた。

- 1 現在の市の生活排水処理について、下水道計画区域と下水道計画区域外での処理方法や、合併処理浄化槽の設置状況などの説明を受け、計画(案)の内容などについて審議した。
- 2 下水道計画区域外の対象地域で実施したアンケート調査の結果について説明を受け、今後も合併処理浄化槽の設置を進め、生活排水対策を図っていくことは妥当なものと判断した。
- 3 パブリックコメントは条例に基づき実施されたが、提出された意見はなかったことを確認した。